

栃木市農業委員会総会議事録

令和6年6月24日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和6年6月24日(月) 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
9 渡邊 昭男	10 狐塚 正直	11 田中 健一	12 山崎 幸行
13 大谷 朗	14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子
17 荒川 則夫	18 石塚 一彦	19 大塚 幸八	20 佐山 耕基
21 生澤 良一			

欠席委員 なし

農業委員会事務局職員

事務局長	石川 徳和	次長兼農委総務係長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	小松原 雅人	主 査	田沼 篤
主 査	佐藤 真沙人	主 任	岡 剛伯

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	非農地証明願いについて
議案第4号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (利用権の設定)について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (所有権の移転)について
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理 の報告について
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理 の報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第4号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第5号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第6号	農地法第5条の規定による許可の取消報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和6年6月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、20番佐山耕基委員、21番生澤良一委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤真沙人氏と岡剛伯氏を指名いたします。

議 事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

岡主任

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が7件、賃借権の設定が1件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、経営規模拡大のため、既に借りている農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、今回の鍋山町の取得地にて椎茸を栽培しています。

申請地でも引き続き椎茸を栽培する予定です。スクリーンをご覧

ください。

(写真説明)

2番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、星野町を中心に米・梅などを栽培しています。

申請地では、梅を栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番4番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。2筆を別々の所有者から購入するため、番号が別となっております。

譲受人は、大平町北武井を中心に米を作付しています。

申請地では、ネギ・大根等を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。2筆の内、一筆は既に借りている農地となっております。

譲受人は、都賀町家中を中心に米・野菜等の栽培を行っております。

申請地では、野菜等を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、経営規模拡大のため、既に借りている農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は都賀町家中を中心に米の栽培を行っています。

申請地でも、同様の作物を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、経営規模拡大のため農地を親より贈与で取得する申請です。

譲受人は、現在耕作している農家の支援を受けながら申請地にて、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、経営規模拡大のため農地を賃借権にて5年間設

定する申請です。

譲受人は、藤岡町都賀を中心に米・野菜等の栽培を行っております。

申請地でも、同様の作物を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上8件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(川嶋委員)

今回の北部調査委員長の15番川嶋です。

今回は私と4番正田委員、12番山崎委員の3名と事務局2名で、20日木曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が6件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(小林委員)

今回の南部調査委員長の6番小林です。

今回は、私と9番渡邊委員、19番大塚委員の3名と事務局2名で、21日金曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部は、所有権移転の申請が2件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

	<p>これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）</p>
議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。 議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
田沼主査	<p>議案書の4ページをご覧ください。 今回は、4件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。</p> <p>1番については、一般住宅への転用です。地図は1ページです。 事業計画者は、現在親と家族7人で居住しておりますが、子供の成長とともに手狭であることから住宅の建築を計画しました。 持ち家を構えるにあたり、実家に近接する父の所有地を今回の申請地として選定しました。 農地の区分は、土地改良施行区域の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。 取水は上水道、排水は水路に放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 （写真説明）</p> <p>2番については、太陽光発電設備への転用です。地図は2ページです。 事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。環境にやさしく、災害時にも役立つと考え、地域社会の貢献のため申請に至りました。申請地は日当たりが良く、隣接地に影響を及ぼす可能性が低いことから、事業地として選定しました。 農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。 取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。</p>

(写真説明)

3番については、一般住宅への転用です。地図は3ページです。
事業計画者は、市外のアパートに夫婦2名で居住しておりますが、現在のアパートでは手狭であることや、職場への通勤等を考え、住宅の建築を計画しました。将来子供ができたことを考え、幼稚園や小学校が近く、通日も穏やかである申請地を建築地として選定しました。
農地の区分は、野州平川駅から800m以内の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。
取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、一般住宅への転用です。地図は4ページです。
事業計画者は、さいたま市の自己所有住宅に妻と子供の3人で居住しております。現在の住居は子供がそのまま居住することになりますが、定年後の老後の生活を自然豊かな栃木市で送りたいと考え、移住することを計画しました。
自然豊かな町かつ子供が住むさいたま市へ通える距離感にあることから、申請地を建築地として選定しました。
農地の区分は、農地の広がり10ha未達の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。
取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上4件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(川嶋委員)

今回北部は、一般住宅が2件、太陽光発電設備が1件、合計3件の申請がありました。
書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願

します。

議長 ありがとうございます。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長
(小林委員) 今回南部は、一般住宅の申請が1件ありました。
書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。
以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ここで地元委員の意見を伺います。
番号1番について、11番田中委員お願いします。

田中委員 11番田中です。
1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思しますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長 番号2番について、4番正田委員お願いします。

正田委員 4番正田です。
2番の案件ですが、太陽光発電設備への転用ということで、事務局および調査委員長の説明のとおり特に問題ないと思われま。ご審議よろしく申し上げます。

議長 番号3番について、1番若色より報告いたします。
3番ですが、この分譲地の最後の枠で、特に問題ないと思われま。よろしく申し上げます。

議長 番号4番について、17番荒川委員お願いします。

荒川委員 17番荒川です。
事務局および調査委員長の説明のとおり特に問題ないと思われま。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に議案第3号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
佐藤主査	<p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>今回は、2件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。</p> <p>1番については、地図は5ページです。</p> <p>申請地は1筆で、航空写真等により、平成15年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p> <p>2番については、地図は6ページです。</p> <p>申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p> <p>以上2件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われれます。</p> <p>ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。</p>
北部調査委員長 (川嶋委員)	<p>今回北部は、1件の申請がありました。</p> <p>20年以上、宅地として利用されてきたことを理由としておりません。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま</p>

	<p>す。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。</p>
南部調査委員長 (小林委員)	<p>今回南部は、1件の申請がありました。</p> <p>20年以上、宅地として利用されてきたことを理由としております。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1番について、19番大塚委員お願いします。</p>
大塚委員	<p>19番大塚です。</p> <p>1番ですが、平成10年に土地改良で川の跡地を畑として換地された農地ですが、転用申請をしていなかったようです。農地の売買に伴い発覚したため、是正のための証明願いとということです。特に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>番号2番について、6番小林委員お願いします。</p>
小林委員	<p>6番小林です。</p> <p>2番の案件ですが、調査委員長として説明したとおりです。店舗だけが残っている状態で、非農地証明をすることは特に問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

- 議 長 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。
- 議 長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。新規、再設定併せて51件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。
- 議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。（質疑なし）
- 平本委員 8番平本です。
賃料に関する相談を受けるのですが、土地改良の賦課金と水利費を、借人が払う地域と、所有者が払う地域があります。判断に困るので、賦課金や水利費込の賃借料なのか分かるように、申請書に記入欄を設けることは出来ますか。
- 議 長 土地改良区の方針も違いますし、申請書も農業委員会で決めた様式ではありませんので、今回のご意見を、関係機関と共有したいと思います。
- 議 長 その他にございますか。（発言なし）
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）
- 議 長 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議 長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について」を議題とします。県農業振興公社に関する4件8筆、約195aであります。事務局の説明は省略します。
これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。（質疑なし）
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 次に日程第4報告事項に入ります。
報告第1号から、報告第6号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。

議長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。
(発言なし)

議長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和6年6月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉会 午後3時9分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和6年 月 日

農業委員会長 _____ (若 色)

署名委員 _____ (佐 山)

署名委員 _____ (生 澤)